

キャッシュレス決済プレミアムポイント事業運営業務委託仕様書

この仕様書は、町田市（以下「甲」という）が委託するキャッシュレス決済プレミアムポイント事業運営業務委託について、業務の内容を示すとともに、受託事業者（以下「乙」という）が遵守しなければならない仕様を示す。

1 目的

国が新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の実践例として示している、直接、紙幣・硬貨の受け渡しを伴わない「キャッシュレス決済」を促進しつつ、市内経済の活性化を後押しすることを目的に、町田市内の対象店舗においてキャッシュレス決済（スマートフォンを利用したQRコード決済）を行った消費者に対してプレミアムポイントを付与する事業を実施する。

2 履行期限

契約締結日から2021年3月19日まで

3 履行場所

町田市の指定する場所

4 業務内容

対象店舗において対象のキャッシュレス決済（スマートフォンを利用したQRコード決済）サービスを選択した消費者に対するプレミアムポイントの付与、対象のキャッシュレス決済サービスを利用する消費者への事業PR及び支援、市内事業者への事業PR及び支援、対象店舗向け案内書類及び消費者向けPRツール等の作成及び納品、対象店舗及び消費者からの問い合わせへの対応、事業結果の分析・評価及びその他付随する業務を行う。

(1) プレミアムポイントの付与

乙が管理する町田市内の対象店舗（以下、「対象店舗」という）において消費者が商品を購入する際に、乙が運営するキャッシュレス決済サービス（以下、「サービス」という）を決済手段として選択した場合、乙は、その消費者に対して、決済額の一定割合のプレミアムポイントを付与する（以下、「キャンペーン」という）。キャンペーン概要は以下に示すとおりとする。

<キャンペーン概要>

- ・キャンペーン期間：2020年11月1日～2020年12月31日
 - ・プレミアムポイント還元率：20%
 - ・プレミアムポイント付与上限：5,000円/1回、10,000円/月
 - ・対象店舗の業種：全業種
 - ・対象店舗の地域：市内全域
 - ・プレミアムポイント付与対象者：対象店舗の利用者（利用者は市内在住を問わない）
- ※ただし、公序良俗及び事業趣旨の観点から甲が適さないと判断する業種は含めないこと。

プレミアムポイントの付与時期については、甲乙協議の上で決定する。

(2) 消費者への事業PR及び支援

乙は、あらゆる広告媒体を通じて、サービスを利用している消費者、または、サービスを利用する可能性がある消費者に対してキャンペーンをPRする。同時に、初めてサービスを利用する消費者がキャンペーンを活用できるよう、設定及び操作方法に関する支援を実施すること。

(3) 市内事業者への事業PR及び支援

乙は、対象店舗へのキャンペーンの周知のほか、サービスを導入していない市内事業者に対して、キャンペーンのPRと導入支援を行う。

(4) 案内書類及びPRツール等の作成及び納品

乙は、対象店舗にキャンペーン内容や注意点を伝えるために、キャンペーンに関する案内書類を作成する。また、同時に対象店舗がキャンペーンの話題性を活かした集客活動を行うことができるようPRツール等を作成する。作成にあたっては、以下に示す「作成時の注意点」を踏まえること。

<作成時の注意点>

- ・消費者が、町田市が実施するキャンペーンであることがわかるデザインやキャッチコピーを使用すること。
- ・市外の方でもキャンペーンを利用できることがわかるようにすること。

作成した案内書類及びPRツール等は一式セットにして各対象店舗に納品すること。

(5) 対象店舗及び消費者からの問い合わせへの対応

対象店舗及び消費者からのキャンペーンやサービスの利用方法に関する問い合わせに対応するコールセンター等の体制を整えること。期間は2020年10月1日からプレミアムポイントの付与が終了するまでとする。

(6) 事業実施結果の分析及び評価

乙は、キャンペーン期間中及びキャンペーン終了後に、週1回の頻度で事業実施結果を報告する。その報告内容には、以下に示す項目のほか、甲乙協議の上で定めた項目について、必要に応じて分析及び評価を加えることとする。キャンペーン期間中には電子データ（PDF・Word・Excel）により、キャンペーン終了後には製本2部（簡易製本で可）及び電子データ（PDF・Word・Excel）により報告する。

<報告項目>

- ・キャンペーンの概要 ※最終回のみ
- ・広報記録
- ・対象店舗数の推移
- ・サービスを利用する消費者数
- ・対象店舗のサービス稼働状況（業種別、規模別、エリア別、商品別、時間別、売上推移別 等）
- ・消費者によるサービスの利用状況（年齢層別、性別、居住地別 等）
- ・キャッシュレス決済額
- ・プレミアムポイント付与予定額
- ・キャンペーンの総括 ※最終回のみ

5 環境により良い自動車の利用

契約履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守することとする。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出することとする。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

ウ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

6 情報セキュリティの確保

契約の履行に当たっては、「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」の内容に基づき、町田市個人情報保護条例、町田市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行する。

7 基本的遵守事項

(1) 乙は、本業務の実施にあたり甲と適切に協議を行い、内容の把握・調整を行うこと。

(2) 乙は、甲が指定した期日までに関係書類及び成果物等を提出することとする。

8 委託料の支払い

(1) 甲は、乙の業務完了後、乙の適正な請求書に基づき支払いを行う。

(2) 乙は、甲と協議の上で、契約金額の4割を上限に前払金を請求することができる。

9 委託業務の中止

(1) 甲は、指定期間中に天災、疫病（新型コロナウイルス感染症を含む）、その他の不可抗力によるもの、乙の責に帰さないものにより、必要があると認めるときは、委託業務の中止又は延期の内容を乙に通知して、委託業務の全部又は一部の履行を中止又は延期させることができる。

(2) 甲は、前項の規定により委託業務の履行を中止又は延期させた場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議の上、履行期限及び契約金額を変更することができる。

10 その他

この仕様書に疑義があるとき、又はその他協議の必要が生じたときは、その都度、甲と乙とで互いに誠意を持って協議する。